

第 21 回八幡市農業委員会議事録

令和 4 年 4 月 5 日（火） 午後 2 時 0 0 分

八幡市役所分庁舎 2 階 会議室 A

八幡市農業委員会長 長 村 信 幸

前書は令和 4 年 4 月 5 日開催の第 2 1 回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （西川 茂男） _____

署名委員 （古里 治彦） _____

案 件

議案第62号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第63号 農地法第4条許可申請審議の件
議案第64号 農地法第5条許可申請審議の件
議案第65号 非農地証明願ひ承認の件
議案第66号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願ひ承認の件（入口）

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	古里 治彦
猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之	佐野 文昭
関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文	辻 典彦

欠

席

西村 伸一 吉川 俊孝

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	高井 賢治	關西 保博
小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智	

欠

席

西村 忠雄

事務局

小坂 富美子 梶浦 靖人 石原 毅之

議 長
(長村会長)

ただ今より、第21回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、12名出席ですので、本総会は、成立
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の
署名委員さんについては、議席番号2番 西川 茂男 委員と議席番号6番
古里 治彦 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第62号 農地法第3条許可申請審議の件」を 議題といたします。 内里古宮、内里柳瀬の案件につきましては、「うえののぶあき〇〇〇 〇委員」に関連いたしますので、〇〇〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇〇〇委員退室) それでは、事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 内里古宮、地目は田、面積940㎡ 外1筆 使用貸人 〇〇〇〇氏外2人 使用借人 〇〇〇〇氏 申請物件の所在 内里柳瀬、地目は田、面積309㎡ 使用貸人 〇〇〇〇氏 使用借人 〇〇〇〇氏 使用借人 〇〇〇〇氏につきましては、農業経験や労働力、農機 具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思 われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、3月29日に部会を開催し、審議した結 果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第62号 農地法第3条許可 申請審議の件」の内里古宮、内里柳瀬の案件につきましては、許可する ことといたします。 それでは、〇〇〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇〇〇委員入室)

議 長	<p>続きまして、「議案第62号の 農地法第3条許可申請審議の件」の残りの案件を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 申請物件の所在 内里今福、地目は田、面積3,028㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏 (持分2分の1)</p> <p>申請物件の所在 八幡松ヶ本、地目は田、面積1,127㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏</p> <p>譲受人 ○○○○氏、○○○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われまますので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>ただ今の案件につきましても審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第62号 農地法第3条許可申請審議の件」の内里今福、八幡松ヶ本の案件につきましては、許可することといたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第63号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 申請物件の所在 上津屋浜垣内、地目は田 面積 76㎡ 申請人 ○○○○氏 転用目的 自宅地の通路</p> <p>(法説明) 本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから許可相当と考えます。</p>

議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、3月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第63号 農地法第4条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第64号 農地法第5条許可申請審議の件」の内、岩田高木の件を議題といたします。
議 長	岩田高木の譲受人 ○○○○株式会社の案件につきましては、「○○○○委員」に関連いたしますので、○○○○委員の退出をお願いします。 (○○○○委員 退室)
議 長	事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 岩田高木、地目は田、面積439㎡ 外19筆 (合計面積6,149㎡) 譲渡人 ○○○○ 外9人 譲受人 ○○○○株式会社 転用目的 特定流通業務施設 (法説明) 岩田高木の譲受人○○○○株式会社の案件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域にある農地であることから、許可相当と考えます。 なお、許可申請後に譲渡人の1人が死亡されたことが、3月28日開催の農地転用部会において判明しました。 京都府山城広域振興局及び京都府農業会議に確認したところ、農地法第5条の許可申請日が亡くなる以前の日付であり、地権者側でもあったため、追加資料として法廷相続人全員の同意確認書類の提出により対応可能との回答があり、申請者に提出を求め、提出されましたので、ご審議願います。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。

農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、3月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第64号 農地法第5条許可申請審議の件」の内、岩田高木の譲受人〇〇〇〇株式会社の案件につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	それでは、〇〇〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇〇〇委員入室)
議 長	続きまして「議案第64号 農地法第5条許可申請審議の件」の残りの2件についてを議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>申請物件の所在 内里宮ノ前 地目は畑、面積119㎡ 賃貸人 〇〇〇〇氏 賃借人 株式会社〇〇〇〇 転用目的 露天駐車場(一時転用)</p> <p>申請物件の所在 岩田高木 地目は田、面積704㎡ 外2筆 (合計面積2,493㎡) 賃貸人 〇〇〇〇氏 賃借人 〇〇〇〇株式会社 転用目的 露天駐車場</p> <p>(法説明)</p> <p>内里宮ノ前の案件につきましては、新名神高速道路工事施工に伴う工事現場事務所用駐車場として利用することを目的とした一時転用で転用期間は許可日より3年です。</p> <p>農地法第5条第2項ただし書き、農地法施行令第11条第1項第1号イに基づく一時的な利用に供するものであり、利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められることから、許可相当と考えます。</p> <p>岩田高木の案件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。

農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、3月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第64号 農地法第5条許可申請審議の件」の残りの件につきましても、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第65号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 願出物件の所在 内里北ノ山 地目は畑、面積47㎡ 願出人 ○○○○氏 願出物件の所在 川口萩原 地目は田、面積115㎡ 願出人 ○○○○氏 (説明) 内里北ノ山の案件につきましては、昭和55年より宅地として使用され、川口萩原の案件につきましても、平成23年度より宅地として使用されておりました。 非農地証明願承認につきましては問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただいまの案件につきましても、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第65号 非農地証明願承認の件」について、承認することといたします。
議 長	次に「議案第66号 相続税納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>(事務局 朗 読) 特例を受ける農地の所在 男山泉 地目は畑、面積351㎡ 外1筆 被相続人 ○○○○氏 相続人 ○○○○氏</p>
	<p>(説明) 本件相続人は、現在も農地を良好に管理されており、相続後においても租税特別措置法に規定する適切な農地管理が見込まれる者であると思われます。承認については問題がないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、3月29日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第66号 相続税納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)」については、承認することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>(事務局 報 告) 「農地法第5条届出書について」 届出物件の所在 美濃山出島、地目は畑、面積43㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○株式会社 転用目的 露天資材置場</p> <p>本件は、露天資材置場の転用目的で令和4年2月28日に届出があり、3月8日付けで受理通知を行いました。</p> <p>(合意解約通知書について)</p>
議 長	<p>最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第21回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>